

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

令和6年12月3日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長 高橋 渉

1. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度倉吉電気通信積算技術業務

(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、倉吉河川国道事務所における河川、砂防及び道路に関する工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、本業務は履行期間内において、1工事毎(以下「個別業務」という)の指示により協議・打合せの上実施するものであり、指示は発注者から受注者に対して履行期限を付して行われるものである。又、発注者受注者間の指示及び承諾行為は受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 積算に必要な現地調査
- 2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
- 3) 積算資料作成
- 4) 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)
- 5) 予定工事件数は22件を予定している。

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出するもの(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を發揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

- 1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：複数の担当技術者で複数の業務を実施する場合に統一的な判断、対応を行う履行体制を確保するための取り組み（指示・報告の方法、及び管理技術者の成果品の履行確認等）について

(5) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

- 1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1式
- 2) 積算資料 1式
- 3) 積算データ（記録媒体CD等）
- 4) 打合せ記録簿

(6) 履行期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

(7) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。又、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格1,000万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

(8) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

(9) 本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

(10) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(11) 本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

(12) 本業務は、賃上げの実施をする企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。

2. 競争参加資格

競争参加資格者は、2－1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2－2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2－1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の申請を令和7年1月15日までに行っていること。なお、落札決定時点において、令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2－2. 設計共同体

2－1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年10月1日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和7年度倉吉電気通信積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を落札決定時点において受けているものであること。

2－3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）

と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更正法第2条第7号に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・会社法第2条第15号に規定する社外取締役

・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は共同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合

その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2－4. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者（設計共同体の各構成員を含む）及びその発注工事に参加している者と

資本面・人事面で関係がある者（設計共同体の各構成員を含む）は、本業務の入札に参加できない。

- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含むが、施工者と契約した第三者による品質証明業務は除く）をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。
 - 1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - 2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（2）誓約書の提出

上記（1）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様とする。

（3）業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、中国地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（4）業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成22年度以降に完了した以下に示す業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号、平成23年3月28日付け国官技第360号及び平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。なお、設計共同体にあたっては、構成員のいずれかが業務実績を有すること。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量

業務、地質調査業務のいずれか。

2-5. 配置予定管理技術者に対する要件

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士
- ・一級電気通信工事施工管理技士
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）、公共工事品質確保技術者（II）
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和6年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない）。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号、平成20年9月26日付け国官技第126号、平成23年3月28日付け国官技第360号及び平成30年1月4日付け国官技第187号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。又、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- 1) 同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した電気通信設備工事に関する発注者支援業務（類する業務を含む）、公物管理補助業務（類する業務を含む）のいずれか
- 2) 類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な電気通信設備工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PF1事業技術アドバイザリー業務、電気通信設備設計における概略・予備・詳細設計業務、電気通信設備工事における監理技術者又は主任技術者として従事した業務のいずれか

(3) 直接的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

(4) 手持ち業務量

- 配置予定管理技術者は、令和7年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。又、履行期限が令和7年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が5億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

（複数年契約の業務を実施している場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、履行期間の総月数は、履行開始日の属する月から履行期限末日の属する月までの月数を数えるものとする。）

令和7年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円未満から2.5億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

- 本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円未満、件数で10件未満（令和7年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1）から3）までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 業務の履行に関する要件

(1) 配置予定担当技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・技術士（総合技術監理部門－電気電子又は電気電子部門）、技術士補（電気電子部門）
- ・一級電気工事施工管理技士、一級電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士
- ・一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士
- ・第一種電気工事士又は第二種電気工事士
- ・第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
- ・電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者又は線路主任技術者）
- ・第1級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者

※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば、実務経験を有するものとして判断する。

- ・河川又は道路における電気通信設備関係の技術的行政経験（※）を5年以上有する者

※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等（注1）で職員として従事したことを言う。

4. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（2）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負（委託）契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲

内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。なお、当該調査に協力しない場合は、指名停止措置を講ずる場合がある。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が 2 名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は 30 点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は 60 点とする。

①予定技術者の経験及び能力

②実施方針

③技術提案

④技術提案等の履行確実性（予定価格 1,000 万円を超える業務の場合）

⑤賃上げの実施表明、賃上げ未達成による減点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価の得点合計} &= (\text{①に係る評価点}) + (\text{⑤に係る評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{④の評価に基づく履行確実性度}) \end{aligned}$$

$$\text{技術提案評価点} = (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点})$$

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒682-0018 鳥取県倉吉市福庭町 1-18

中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 経理課

電話：0858-26-6222 メール：kurayoshi-keiyaku@cgr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、電子入札システムを利用できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はメール等による入手申し込みは認めない。

交付期間：令和6年12月3日（火）から令和7年2月6日（木）までのうち、

休日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

入手方法：電子入札システムで入手可能（（国土交通省電子入札システムアドレス：<https://www.e-bisc.go.jp/help.html>））

交付場所：鳥取県倉吉市福庭町1-18

中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 経理課

電話：0858-26-6222

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年12月24日（火）17時00分まで

提出場所：発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）する場合は、上記（1）と同じ。メールの場合は、電子入札手続に関する補足説明事項【コンサルタント業務等】（一般競争入札方式）のとおり。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、持参あるいは郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）又はメールによる。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。又、その結果について評価項目の得点に反映させる。

①実施場所：中国地方整備局 倉吉河川国道事務所

②実施期間：令和7年1月6日（月）～令和7年1月10日（金）

③ヒアリング時間：別途通知

④出席者：配置予定管理技術者

⑤ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定管理技術者の経歴について
- ・配置予定管理技術者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和7年1月21日（火）を予定する。

（6）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札〆切：令和7年2月6日（木）17時00分

提出場所：発注者の承諾を得て持参する場合は、上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、入札書を持参又は郵送（書留必着）すること。

開札日時：令和7年2月7日（金）10時00分

開札場所：中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 入札室

6. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金　免除

② 契約保証金　免除

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）契約書作成の要否　　要

なお、本業務において提出された実施方針及び技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項とする。

（5）関連情報を入手するための照会窓口　上記5.（1）に同じ。

（6）当該業務を受注した者（設計共同体の各構成員を含む）は、当該業務発注者の発注工事に参加することができない。

当該業務の受注者（設計共同体の各構成員を含む）は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事の入札に参加することができない。

・本業務を受注した者（設計共同体の各構成員を含む）及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者（設計共同体の各構成員を含む）は業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。又、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注者の発注工事に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含むが、施工者と契約した第三者による品質証明業務は除く）としての参加をいう。

・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株

式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(7) 本業務にかかる落札決定及び契約締結は、令和 7 年 4 月 1 日とするが、当該業務にかかる令和 7 年度予算成立が 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。又、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(8) 予定価格 1,000 万円を超える業務の場合、履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 歩掛見積に関する事項

本業務は、競争参加資格確認申請書提出者に対して歩掛見積の提出を求め、採用した歩掛見積をもとに予定価格を作成する。歩掛見積作成に必要な条件については、別途送付する見積依頼書によること。なお、採用した歩掛見積については、別途入札参加資格者に配布する。

(10) 詳細は入札説明書による。